



研究会運用規則

2018年4月27日

日本SPICEネットワーク運営委員会

1. 目的

会則第7条に基づき、研究会の運用の詳細を定めることを目的とする。

2. 研究会の立ち上げ

(1) 研究活動計画書の提出

[会則第7条の2,3 参照]

代表者が、以下の内容を含む「研究活動計画書」を作成し、運営委員会に提出する。

- 研究会名称
- 研究のねらい
- 代表者名
- 全体計画
- 年度計画
 - 活動内容
 - 研究会の参加条件
 - 活動場所
 - 研究スケジュール（活動頻度、定例会での状況報告時期など）
 - 年度末の着地点

(2) 研究会の設立

[会則第7条の1 参照]

運営委員会は、計画書をレビューし、承認する。

3. 参加者

(1) 入会

入会を希望する者は、研究会の年度計画（活動内容、参加条件、活動場所など）を十分に理解の上、以下の情報を運営委員会へ連絡する。

- ・ メールアドレス
- ・ 研究会への自身の貢献ポイント（参加条件がある場合にはそれに対するコメント）

運営委員会は、研究会代表者とともに、活動内容及び参加条件への適格性を確認し、入会を認める。

(2) 継続参加

研究会が複数年度の継続となる場合に、参加者は、研究会代表者に継続の意思を伝え、5-(3)に従った、研究会の継続の手続きによって、継続参加することができる。

(3) 退会

参加者は、活動の継続ができないなどの事情により退会したい場合には、運営委員会及び研究会代表者に申し出ることにより退会することができる。

参加者の活動が研究会の運営の妨げになる場合には、研究会代表者から運営委員会に申し出を行い、運営委員会の決定により、参加者を退会させることができる。

研究会が複数年度の継続となる場合に、参加者からの継続参加の申し出がない場合は、退会となる。

4. 運営

(1) 活動方法

研究会メンバーにて具体的な活動計画を策定し、自主的に運営する。活動時間、活動場所などは、メンバーの負担にならないように運営することを推奨する。

必要があれば、運営委員に参加を要請することができる。

(2) 連絡手段

代表者からの要請がある場合には、事務局は研究会専用のML (@nspice.net) を準備する。

(3) 費用

以下に示す研究会活動に必要な費用は、領収書（レシートでも可）を沿えて事務局に請求することにより、10,000円を上限として運営協力金を充てることができる。

- 消耗品（付箋紙など）
- 通信費
- 会議費
- その他運営委員会が認めるもの（飲食に関わるものは認めない）

5. 活動報告

[会則第7条の4 参照]

(1) 状況報告

研究会は、活動状況を原則として年1回、定例会で報告する。報告タイミングは、研究活動計画書作成時に設定する。

報告形式は、自由（説明形式、ワークショップ形式など）とする。

(2) 年度末報告

研究会は、年度毎に「研究活動報告書」として活動実績をまとめ、運営委員会に提出しなければならない。

運営委員会は、「研究活動報告書」をWEBサイトにて公開（運営協力金納入者限定）する。

(3) 活動継続

次年度に活動を継続する場合は、年度替わりで、変更点(特に当該年度の活動の定義)を研究活動計画書の次年度版を作成し、総会までに提出しなければならない。

6. 活動成果の公開

[会則第7条の5 参照]

研究会の活動結果として成果物が完成したときには、開示範囲を指定して、運営委員会に提出する。運営委員会は、成果物をWEBサイトにて公開する。

また、活動成果はConferenceなどで発表することを推奨する。

改定履歴

2016年2月5日	暫定発行
2016年4月28日	制定
2017年3月27日	改定（運用改善のための変更）
2017年6月1日	改定（運営協力金の使用に関する変更）
2018年3月13日	改定（2018年度運用に変更）
2018年4月27日	改定（運営協力金の使用に関する変更）

<補足> 2018年度スケジュール

■ 立ち上げ（年度初スタートの場合）

- 2018/4/10まで リーダ募集&「研究活動計画書」提出
- 2018/4/17まで 研究会の設立承認 @運営委員会
- 2018/4/20 研究会の活動計画紹介@総会
- 2018/4/21～5/15 メンバ募集
- 2018/5/16～5/18 入会希望者の適格性確認（運営委員会+研究会代表者）
- 2018/5/21 研究会スタート

■ 継続

- 2018/4/10まで 変更した「研究活動計画書」提出

■ 運営

- 活動 自主運営
- メンバの入会 随時可能

■ 活動報告

- 定例会（年1回） 状況報告
- 2019/2/28まで 年度末報告-「研究活動報告書」提出